

# 帝京大学医学部リハビリテーション科同門会会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は帝京大学医学部リハビリテーション科同門会と称する。

### 第2条（事務局）

事務局は帝京大学医学部リハビリテーション科医局に置く。

### 第3条（目的）

会員相互の親睦をはかり、また会員および帝京大学医学部リハビリテーション科の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

本会は下記の事業を営む。

1. 総会の開催
2. 懇親会の開催
3. その他本会の目的達成上必要な事業

### 第5条（会員）

#### 1. 会員

帝京大学医学部リハビリテーション科に現在在籍する者、旧在籍者、当科に縁故のある者で入会を希望する者をもって構成する。

#### 2. 名誉会員

役員会で推薦し、総会で承認された者

## 第2章 役員

### 第6条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
監事	1名
幹事	3名

2. 上記役員を選出方法は会員の互選による。

### 第7条（職務及び権限）

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはその職務を代行する。
3. 監事は会務を監査する。
4. 幹事は会長を補佐し、会務の遂行に直接あたる。

### 第8条（任期）

役員の任期は3年とし、再任は妨げない。

## 第3章 総会

### 第9条（会議）

会議は総会と役員会とする。